

# 「三田市雇用対策協定」の締結に基づく平成29年度事業計画

三 田 市  
兵庫労働局

## 第1 趣旨

三田市（以下「市」という。）と兵庫労働局（以下「労働局」という。）が、市の雇用・労働環境の改善に向けて連携して取り組むため、平成29年3月30日に締結した「三田市雇用対策協定」（以下「協定」という。）に基づき、市と労働局の関係部署による推進会議を設けて下記のとおり事業計画を策定し、互いの理解を深めるとともに、連携・協力しながら取組を進めていくものとする。

なお、労働局は、ここに定める事業計画以外の事項についても、市が進める雇用創出や就業支援等への連携協力について、市長から要請があったときは、誠実かつ迅速に対応するよう努めるとともに、市に関係する雇用情勢に関する各種指標や分析結果について、積極的に市に提供することとする。また、市は、労働局から市政の現状等に関する情報提供の要請があった場合には、誠実に対応するものとする。

## 第2 市の現状と課題、労働局との連携

三田市の人口動向については、転出・転入による純移動数が均衡し、若年層の転出超過傾向が強まっている。現状は、若者の人口割合が県内では比較的高くなっているが、今後、急速な高齢化の進行と人口減という厳しい時代の変化の中で、三田市は「成長してきたまちから成熟したまち」への転換期を迎えている。

そうした中、まちの活力を高め持続的な発展を図る取組を進めるため、平成28年3月に『三田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（三田版総合戦略）』を策定し、産官学金労言の多分野が協力する『チーム三田』を合言葉に、「子どもに夢を 高齢者に安心を 地域に元気を」を具体化した取組を一体的に実施することで、「明日の風がみえるまち三田」を目指す。また、平成24年度から10ヵ年のまちづくりの指針となっている『第4次三田市総合計画』の見直しを進めており、平成29年度から各分野別の取組を定めた「後期基本計画」を推進する。

特に、「雇用対策」「就業支援」の分野について、市と労働局は、これまでも連携して施策の推進を図ってきたところであるが、改めて市の現状と課題を共有したうえで、本協定に基づく推進会議を設置し、事業の進捗状況の把握と全体調整を行うとともに、事業計画の具体的な取組方針や内容について関係部署との調整や市民への広報活動を十分に行うなど、積極的及び効果的に連携の拡充を図ることとする。

## 第3 協定に基づく事業計画

### 1 新卒者、既卒者等若者に対する就職支援

住民の市外への転出に歯止めをかけるため、特に若年者に対しては、市内での就職、とりわけ正規雇用での就職を促進する必要がある。そこで、新規学卒者や既卒者等への就職支援、関係機関と連携した若年者の職業意識形成への支援、若年求職者に対する市内企業に関する情報提供の充実、市内企業に対する正規雇用での採用の働きかけ

等、若年者に対する就職支援を市と労働局は連携して実施する。

(1) 労働局が実施する業務

ア 新卒者の求人を確保するため、労働局と市が共同して、事業主団体に対し、求人拡大要請を行う。

【目標】共同による事業主団体への訪問件数 2

イ 労働局は三田市内において、市内事業所等への就職を希望する求職者（大学等の新卒者を含む）を対象とした合同就職面接会を市と共同開催する。

【目標】合同就職面接会開催回数 2

ウ 市内の高等学校等に対し、職業講話等を実施することにより、職業意識の醸成を図るための措置を講じていく。

【目標】職業講話等実施回数 3

(2) 市が実施する業務

ア 市は、三田市内において、市内事業所等への就職を希望する求職者（大学等の新卒者を含む）を対象とした合同就職面接会を労働局と共同開催する。

【目標】合同就職面接会開催回数 2

イ 新卒者の求人を確保するため、市と労働局は共同して、市内の事業主団体等に対し、求人要請を行う。

【目標】共同による事業主団体への訪問件数 2

ウ 若者の自立・就労支援を推進するため、労働局や「教育」「福祉」「就労」支援にかかる関係機関を招集して支援対象者の把握やその状況に応じた対応を検討する「若者自立支援ネットワーク会議」を開催する。

【目標】若者自立支援ネットワーク会議開催 1

2 子育て家庭に対する就職支援

市外への転出に歯止めをかけるだけでなく、市内人口の増加のためにも、若い女性が市内で働き、市内にとどまること、すなわち若年女性の労働力人口の増加は重要な課題となっている。そこで、子育て中の求職者ニーズに対応した職業相談や求人確保、女性が働きやすい就業形態を提供できる環境整備や働き方の見直しの普及・啓発、公的職業訓練を活用した職業能力開発等、子育て家庭に対する就職支援を市と労働局は連携して実施する。

(1) 労働局が実施する業務

ア ハローワーク三田は、仕事と家庭を両立できる求人の確保や一人ひとりの求職者の状況に応じたきめ細かい職業相談・職業紹介を行う。併せて市及び関係機関から、保育所や子育て支援サービスに関する情報提供を受け、子育て家庭の求職者に情報提供する。

イ 子育て等で一度退職した女性の復職のための実践的な学び直しの機会を提供するため、職業相談の際には、求職者の状況に応じ、公的職業訓練に関する周知や受講斡旋を実施する。

ウ 市のひとり親支援員が策定する母子父子自立支援プログラムに基づき、ハローワークの担当ナビゲーターがニーズに合った求人情報の提供を行う。また、合同就職

面接会にひとり親相談コーナーを設け、市のひとり親支援員とハローワークのナビゲーターによる相談を行うほか、市役所に職業相談・職業紹介のための出張相談窓口を設置することで、ひとり親世帯の就労促進につなげる。

エ 「えるぼし」「くるみん」「プラチナくるみん」の認定に向けた取組を推進する。

## (2) 市が実施する業務

ア 認可保育所及び認定こども園、放課後児童クラブ等の保育施設の充実を図り、子育て家庭が働くことのできる環境整備の充実を推進する。

イ 専門員によるひとり親を対象とした相談窓口を設置し、就労や職業訓練等を希望するひとり親家庭のニーズを聴き取り、母子父子自立支援プログラムを策定、ハローワークの担当ナビゲーターにつなげるほか、就労後の継続的なフォローを行う。また、必要に応じて自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金などの制度を紹介することにより、就労の促進につなげる。

ウ 就職（再就職）、企業、地域活動、在宅ワーク等を希望する女性を対象に、女性相談員が専門的な視点から、きめ細やかなアドバイスや情報提供を行う「女性のための就業・チャレンジ相談」を実施する。

【目標】女性のための就業・チャレンジ相談開催回数 4

エ 「えるぼし」「くるみん」「プラチナくるみん」の制度の周知を図る。

## 3 高齢者に対する就業対策の推進

少子・高齢化が急速に進展し、労働力人口の減少が見込まれる中で、働く意欲と能力を有する高齢者が、活躍できる社会の実現が重要である。そこで、年齢にかかわらず、高齢者雇用確保措置の着実な実施により65歳までの雇用の確保を図るとともに、65歳を超えても働ける環境づくり、再就職の支援、さらにはシルバー人材センターと連携した多様な就業機会の提供など、高齢者に対する就労促進の取組を市と労働局は連携して実施する。

### (1) 労働局が実施する業務

ア 平成25年4月1日施行の改正高齢者雇用安定法の周知・啓発を実施するとともに、各種団体等と連携し、希望者全員が65歳まで働ける制度、さらに、企業の実情に応じた70歳まで働くことができる制度の導入促進など、事業主に対する指導及び制度の浸透に取り組む。

イ 65歳を超えた高齢者を含めた高齢者の再就職支援の充実のため、きめ細かな職業相談・職業紹介を行うとともに、各種助成金及び奨励金制度を活用した支援を実施する。

ウ 労働局と市が共同で開催する合同就職面接会において、シニア世代以上を対象とした求人件数の確保を図り、高齢者の就労促進を推進する。

### (2) 市が実施する業務

ア シニア活躍支援総合相談窓口「いきがい応援プラザ～HOT～」で、シニア世代の就業支援や活動団体とのマッチングを実施し、シニア世代が活躍できる機会の提供と生きがいづくりを推進する。

イ 中間支援組織等が連携を図り、シニア世代の生きがい、やりがいづくりの支援に

取り組む「生涯現役ネットワーク会議」の運営と連絡会を開催する。

【目標】生涯現役ネットワーク連絡会開催回数 4

ウ 働く意欲と能力のある高齢者が就労の場を得られるよう、シルバー人材センターを支援する。

#### 4 障害者に対する就業対策の推進

ハローワーク三田管内での障害者の就職を促進するため、市と労働局は連携して事業主や一般市民の理解の促進、障害者雇用率制度の十分な周知と意識啓発を行うとともに、就労促進の取組を実施する。

##### (1) 労働局が実施する業務

ア 障害者の自立と社会参加をめざし、労働局と兵庫県、阪神間市町、一般企業が協力して、障害者の雇用促進・継続雇用に関するシンポジウムと就職面接会を行う「阪神地域障がい者就労促進大会」を開催する。

【目標】阪神地域障がい者就労促進大会開催 1

イ 障害者一人ひとりの特性に応じたきめ細かい職業相談・職業紹介を行う。

ウ 障害者の就労意欲が高まっているため、福祉・教育関係施設や職業能力開発施設との連携、精神障害、発達障害等、障害特性に応じた就労支援を充実させていく。

##### (2) 市が実施する業務

ア 市障害者就業支援センターにおいて、就業相談、職域開発、就業の場の確保、職場定着支援等のサービス及び情報提供を行い、障害者の就業機会の拡大や安定した職業生活の支援を実施することにより、障害者の自立及び地域生活の促進を図る。

イ 市内の特別支援学校等の卒業予定者やその保護者へ、就労移行支援事業、就労継続支援事業等の情報を提供し、適切な進路選択ができるよう支援する。

ウ 障害者に関する計画策定や、地域の障害者の課題共有、障害者差別解消の取組を進めるため、「三田市健康福祉審議会」「三田市地域自立支援協議会」「障害者差別解消支援地域協議会」を開催する。

【目標】「三田市健康福祉審議会」「三田市地域自立支援協議会」「障害者差別解消支援地域協議会」開催 各1

#### 5 市内企業の人材確保、求人充足対策の推進

平成29年1月におけるハローワーク三田管内の有効求人倍率は1.26倍と求人数が求職者数を上回っており、市内においても人材確保、求人充足が困難となっている企業が増えている。また、市は北摂三田第二テクノパーク等の企業誘致を進めており、新たに進出決定した企業も含め、市内企業への人材確保の支援を講じる必要がある。そこで、有効な求人充足サービスを展開するとともに、人材確保の方策として企業自らによる魅力的な職場づくり、とりわけワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を働きかけるなど、市内企業の人材確保の取組を市と労働局が連携して実施する。

##### (1) 労働局が実施する業務

ア 求人未充足企業について、企業からの要請に基づき、個別のミニ就職面接会の開

催を支援する。

【目標】個別のミニ面接会開催の支援回数 12

イ 北摂三田第二テクノパーク等へ新たに進出決定した企業からの要請に基づき、合同就職面接会への参加調整や個別のミニ就職面接会の開催を支援する。

【目標】進出決定企業への合同就職面接会参加調整、又は、個別のミニ就職面接会開催の支援回数 3

ウ 市内保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育施設）における保育士確保策として、労働局と市が共同して保育施設を対象とした合同就職面接会を開催する。

【目標】保育施設を対象とした合同就職面接会開催 1

エ 関係する求人・求職の状況や産業別、職種別の求人の状況など雇用情勢に関する各種指標、分析結果を積極的に市へ提供する。

## (2) 市が実施する業務

ア 市は、第二テクノパーク等の進出企業から人材確保に関する相談があった場合、ハローワーク三田を通じて、労働局へ合同就職面接会への参加や個別就職面接会の開催支援を要請する。

【目標】合同就職面接会への参加要請、個別ミニ面接会の開催支援の要請回数 2

イ 市内保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育施設）における保育士確保策として、労働局と市が共同して保育施設を対象とした合同就職面接会を開催する。

【目標】保育施設を対象とした合同就職面接会開催 1

ウ 市内企業を対象に、働きやすい職場づくりを推進するセミナー（ハラスメント防止、ワーク・ライフ・バランス推進等）を開催する。

【目標】市内企業を対象とした支援セミナー開催回数 1

## 6 その他雇用対策の推進

上記の他、市外への人材流出の歯止め、市から都市部に流出した人材の回帰、移住を加速させ、定住へつなげる施策として、仕事、住まい、子育て等の情報を始め、市の魅力を総合的に発信することでU I Jターンを促進する取組を市と労働局が連携して実施する。

また、生活保護受給者等の就職を通じた自立促進について、市と労働局が連携して実施する。

### (1) 労働局が実施する業務

ア 兵庫県と連携し、「県外でのUJIターン合同企業説明会事業」での市内企業のアピールや「カムバックひょうご東京センター」の周知を行う。

イ 全国ネットワークの強みを生かした、県外求職者に対する情報提供、職業相談・職業紹介を実施する。

ウ 市と連携し、生活保護受給者等の自立促進につなげる就労支援等を実施する。

### (2) 市が実施する業務

ア 移住情報誌やホームページ等を通して市の魅力発信を行うとともに関係機関と連携し移住相談等を実施する。

イ ハローワーク三田と連携し、生活保護受給者等の自立促進につなげる就労支援等

を実施する。

#### 7 事業成果の目標

- (1) 三田所における高卒求人数：400人
- (2) 三田所における正社員求人への充足数：680人
- (3) 合同就職面接会（2回）における就職件数：60件（うち55歳以上5件）
- (4) 三田所における女性の就職件数：1,100件
- (5) 三田所における高年齢者雇用確保措置実施企業割合：100%
- (6) 三田所における障害者の就職件数：110件
- (7) ミニ面接会（12回）における就職件数：12件